

（番号灯）

第36条 自動車の後面には、番号灯を備えなければならない。ただし、最高速度20キロメートル毎時未満の軽自動車及び小型特殊自動車にあつては、この限りでない。

2 番号灯は、夜間に自動車登録番号標、臨時運行許可番号標、回送運行許可番号標又は車両番号標の番号等を確認できるものとして、灯光の色、明るさ等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

3 番号灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し告示で定める基準に適合するように取り付けられなければならない。

【本条の経緯】

▽公布<昭26・7・28省67>▽第1項改正<昭28・4・11省23>▽全面改正<昭34・9・15省42>第1項改正<昭37・9・28省50>▽第1項ただし書改正<昭38・10・1省45>▽第2項ただし書追加<昭43・7・4省28>▽第1項改正<昭44・12・26省60>▽第2項改正<昭45・12・4省91>▽第2項改正<昭58・10・1省44>▽第2項改正<平7・12・15省66>▽第1項、第2項改正／第3項追加<平14・7・3・省84>▽第2項改正<平15・9・26省95>